

牛久市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

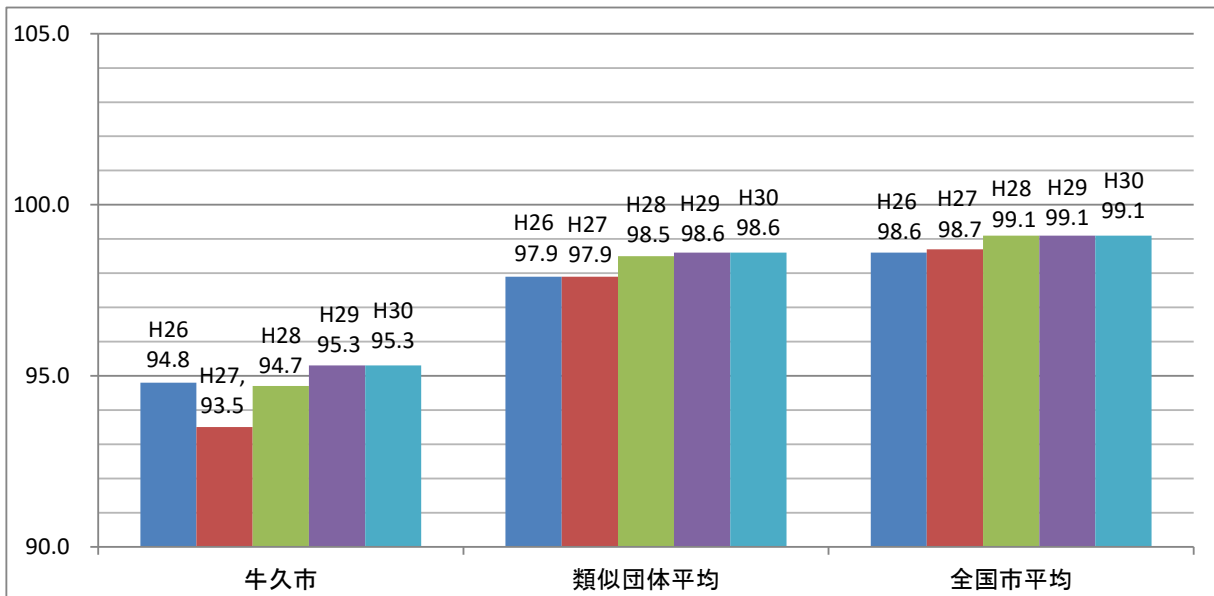
区分	住民基本台帳人口 (平成29年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
平成29年度	85,107 人	26,514,961 千円	1,083,322 千円	4,229,989 千円	16.0 %	16.5 %

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考)一般市Ⅱ-3 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成29年度	346 人	1,250,643 千円	1,046,467 千円	605,693 千円	2,902,803 千円	8,390 千円	6,178 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。(定員管理調査により)
 3 「一般市Ⅱ-3」とは人口と産業構造により分類した類似団体をいう。
 4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員)の給与費が含まれており、当該職員を職員数に含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 「一般市Ⅱ-3平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し：実施

・給料表の改定実施時期 平成30年4月1日

・内容 給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.16%の引き上げ。初任給を1,500円引き上げ。若年層について同等程度の改定。その他は、400円程度の改定(改定率平均0.2%)

② 配偶者に係る扶養手当の見直し

・配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それに伴い、子に係る手当額を引き上げ。

・実施時期 平成29年4月1日より段階的に実施。

牛久市においては、平成30年度までに見直しを完了

	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降
配偶者	13,000 円	10,000 円	6,500 円
子	6,500 円	8,000 円	10,000 円
父母等	6,500 円	6,500 円	6,500 円

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
牛久市	43.9 歳	315,148 円	420,561 円	394,479 円
茨城県	42.7 歳	332,168 円	417,758 円	376,468 円
国	43.5 歳	329,845 円	-	410,940 円
類似団体	41.3 歳	310,754 円	391,700 円	356,352 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

このうち、「平均給与月額」はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対する民間	平均年齢	平均給与月額 (B)	
牛久市	46.3 歳	6 人	264,733 円	381,737 円	313,495 円	-	-	-	-
茨城県	54.8 歳	217 人	321,843 円	370,962 円	351,099 円	-	-	-	-
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	-	328,637 円	-	-	-	-
類似団体	50.8 歳	25 人	325,745 円	380,687 円	358,362 円	-	-	-	-

※ 牛久市の現業職について、民間のデータと同一の業務内容がないため、比較ができないため、記載がありません。

(民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータと比較)

(平成20年～平成22年の3年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区	分	牛久市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	179,200円	185,800円	179,200円
	高校卒	147,100円	151,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	114,500円	149,200円	-
	中学卒	-	140,400円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成30年4月1日現在)

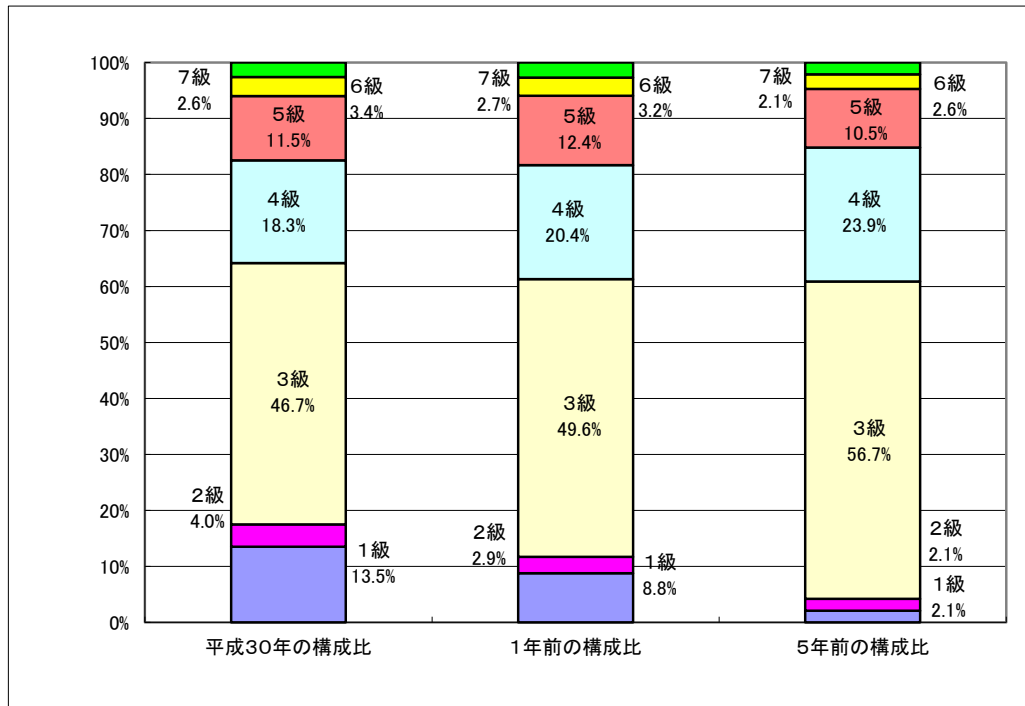
区	分	経験年数 10年～15年	経験年数 15年～20年	経験年数 20年～25年
一般行政職	大学卒	265,300円	315,000円	339,000円
	高校卒	227,000円	287,500円	322,200円
技能労務職	高校卒	-	220,500円	-
	中学卒	-	-	-

3 級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	職名	(人)	職制上の段階		
						(人)	(%)	(段階)
1級	1 主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士及び栄養士の職務 2 主事補及び技師補の職務	47人	13.5%	主事補	5	61人	17.5%	係員級
				主事	42			
2級	高度な知識又は経験を必要とする主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士及び栄養士の職務	14人	4.0%	主事	13	163人	46.7%	係長級
				技師	1			
3級	1 主査の職務 2 主任の職務	163人	46.7%	主任	75	64人	18.3%	課長補佐級
				主査	88			
4級	1 課長補佐の職務 2 副参事の職務	64人	18.3%	課長補佐	61	40人	11.5%	課長級
				副参事	3			
5級	1 課長の職務 2 参事の職務	40人	11.5%	課長	40	12人	3.4%	次長級
6級	1 次長の職務 2 理事の職務	12人	3.4%	次長	12	9人	2.6%	部長級
7級	部長の職務	9人	2.6%	部長	9			

- (注) 1 牛久市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 平成22年度より3級の副主査を廃止し、主査へ統一。それに伴い、4級主査の廃止。



(注)1 平成18年に8級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年度における状況	管理職員	一般職員
活用している昇給区分	上位、標準、下位の区分	上位、標準、下位の区分
昇給可能な区分における号級及び分布率	号級のみ定めている	号級のみ定めている

平成17年度から導入した「勤務評価制度」による昇格・昇給を継続して運用。現在は人事評価として活用賞与の勤勉手当(6月・12月)への反映も行っており、この人事評価により、4月1日の昇給、昇格に反映

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

牛久市	茨城県	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 170万円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 175万円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% ・勤務評価による勤勉手当の加減	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

牛久市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職措置 2~20%加算)			(定年前早期退職措置 2~45%加算)		
1人当たり平均支給額(平成28年度) 17,774 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		174,772 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		500 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
牛久市	12%	355 人	12%

(4) 特殊勤務手当(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		466 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		3,867 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		11.83 %	
手当の種類(手当数)		14 種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当支給額
税務手当	市税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員	市税の賦課及び徴収に関する事務	1月につき 3,000円
保健予防業務手当	保健予防業務に従事する保健師及び看護師、リハビリテーション業務に従事する理学療法士に従事する当該各号に掲げる職員	保健予防業務、リハビリテーション業務	1月につき 3,000円
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員	指導監督又は現業事務	1月につき 6,000円
保育業務手当	保育園において保育業務に従事する保育士、保健師及び看護師	保育園において保育業務	1月につき 3,000円
※ 感染症消毒作業手当	感染症等の消毒作業、昆虫等の駆除作業に従事した職員	感染症等の消毒作業、昆虫等の駆除作業	1日につき 2,000円
※ 行旅死亡人又は変死人処理作業手当	行旅死亡人又は変死人の処理に従事した職員	行旅死亡人又は変死人の処理業務	1回につき 3,000円
※ 災害出動手当	荒天又は水害等の災害現場に緊急出動し、災害対策業務に従事した職員	荒天又は水害等の災害現場に緊急出動して行う災害対策業務	1日につき 2,000円
道路上作業手当	道路の維持修繕の作業その他の作業で市規則で定めるものに従事した職員	道路の維持修繕の作業その他の作業	1日につき 500円
用地交渉手当	公共の用に供する用地の取得又は物件の移転若しくは権利の補償に関し、所有者又は権利者と面接して行う交渉業務のうち、任命権者が特に困難であると認める交渉業務に直接従事した職員	用地に関する交渉業務	1日につき 500円
清掃作業手当	ごみ収集作業、災害現場の清掃作業その他の清掃作業で市規則で定めるものに従事した職員	ごみ収集作業、災害現場の清掃作業その他の清掃作業で市規則で定めるも	1日につき 500円
狂犬病等予防業務手当	犬の狂犬病予防注射業務及び家畜伝染病の防疫作業に従事した職員	犬の狂犬病予防注射業務及び家畜伝染病の防疫作業	1日につき 200円
蜂駆除作業手当	スズメ蜂の駆除作業に従事した職員	スズメ蜂の駆除作業	1日につき 500円
滞納整理手当	庁外において、市規則で定める市税等の滞納整理事務に従事した職員	市規則で定める市税等の滞納整理事務	1日につき 300円
交通安全街頭指導手当	道路等の街頭において交通安全指導に従事した職員	道路等の街頭において交通安全指導業務	1日につき 1,000円

※平成17年4月1日より感染症消毒作業手当・行旅死亡人又は変死人処理作業手当・災害出動手当以外の特殊勤務手当は、当分の間支給しないこととする特例条例を制定
(特殊勤務手当14手当のうち、感染症消毒作業手当・行旅死亡人又は変死人処理作業手当・災害出動手当の3手当のみ支給対象)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	87,107 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	407 千円
支給実績(平成28年度決算)	79,226 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	395 千円

(6) その他の手当(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	・配偶者6,500円、子10,000円、その他6,500円 ・満16歳年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	国と同一		40,080 千円	236 千円
地域手当	4級地(地域手当率12%(制度完成)となっています。) ※平成27年度は10%、平成28年度は12%となり、国と同一となっております。	国と同一		174,772 千円	500 千円
住居手当	・借家の場合…家賃12,000円を超える場合、家賃の額に応じて27,000円限度に支給 ※持ち家での支給は廃止済み	国と同一		16,030 千円	263 千円
通勤手当	・乗用車を利用する場合…距離に応じて2,000円～24,500円とガソリン加算(距離に応じて加算200円～14,200円)を支給 ・電車・バスを利用する場合…6ヶ月定期を基本として、1月当たり55,000円まで支給	国と異なる (平成23年4月～)	ガソリン加算分異なる	17,742 千円	66 千円
管理職手当	・部長:110,000円 ・次長:80,000円 ・課長:70,000円 ・課長補佐、園長:40,000円 ・理事:20,000円 ・参事:10,000円	国と異なる	役職における手当額が異なる	87,670 千円	696 千円
単身赴任手当	勤務地により単身赴任する職員に月額30,000円	国と同一		360 千円	360 千円

6 特別職の報酬等の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等					
給料	市 長	880,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 市 長	680,000	円	1,061,000 円	/	644,000 円	
	教 育 長	640,000	円	885,000 円	/	620,000 円	
報酬	議 長	450,000	円	737,000 円	/	357,000 円	
	副 議 長	410,000	円	653,000 円	/	294,000 円	
	議 員	390,000	円	591,000 円	/	266,000 円	
期末手当	市 長 副 市 長 教 育 長	(平成30年度支給割合) 3.35月分 役職加算15%					
	議 長 副 議 長 議 員	(平成30年度支給割合) 3.35月分 役職加算15%					
退職手当		(算定方式) 1年 2年 3年 4年				(支給時期)	
	市 長	月数	5.5	11.0	16.5	22.0	任期毎
	副 市 長	月数	3.1	6.2	9.3	12.4	任期毎
	教 育 長	月数	2.4	4.8	7.2	9.6	任期毎

7 職員数の状況

(1) 部局別職員数・部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	定数	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	増減数 (30-29)	備考
議会	6	4	4	5	3	3	0	※職員数は常勤職員で、 休職者・派遣職員を含みます。 ただし、市長、副市長、 教育長を除いています。
市長部局	390	292	289	295	290	296	3	
監査委員	4	3	2	2	2	2	1	
教育委員会	140	53	48	45	43	47	5	
農業委員会	5	3	3	3	3	3	0	
計	545	355	346	350	341	351	9	

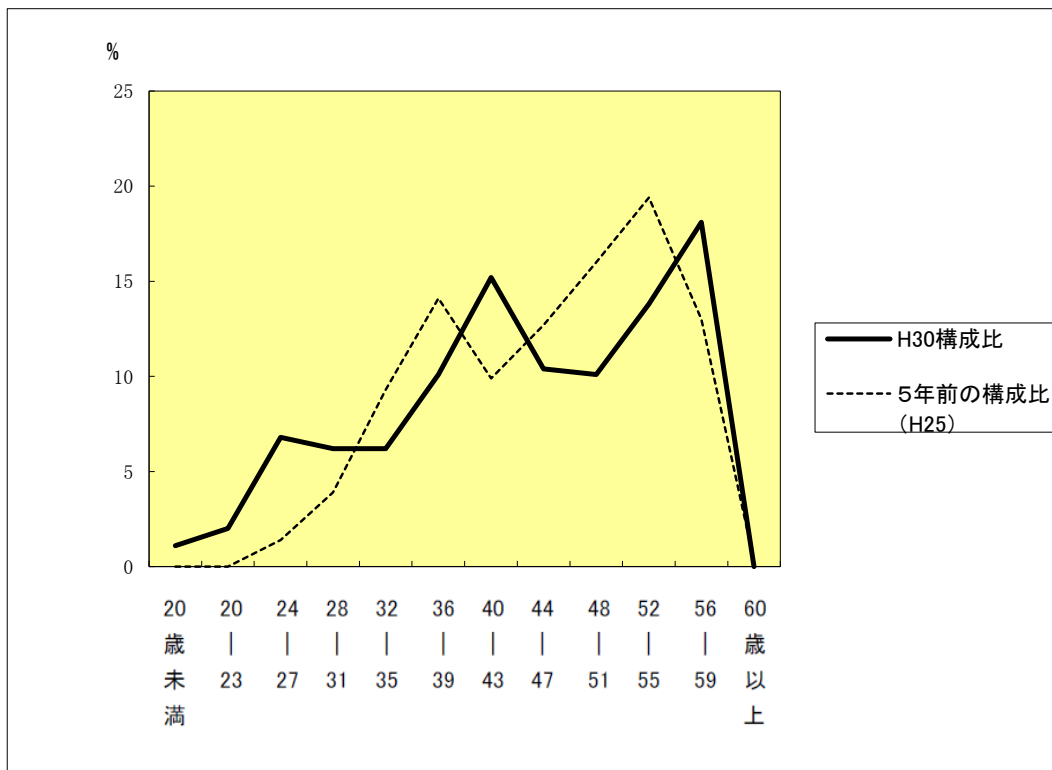
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	備 考	
		平成30年	平成29年			
一般行政部門	議会	4	4	0	・部門別職員数は、兼務をしている職員については主たる業務での計上となりますので、必ずしも部局別職員数とは一致しない場合があります。	
	総務・企画	99	96	3		
	税 務	30	30	0		
	労働	1	1	0	・職員数は一般職に属する職員数であり、休職者、茨城県等への派遣職員を含み、臨時・非常勤職員を除いています。	
	農林水産	10	9	1		
	商 工	7	6	1		
	土 木	30	31	△ 1		
	民生	53	56	△ 3	・一般行政部門とは、特別行政部門、公営企業等会計部門以外の部門で、特別行政部門は教育の部門、企業等会計部門は下水道、国民健康保険、青果市場、介護保険、後期高齢者医療保険の部門をいいます。	
	衛生	39	40	△ 1		
小 計	273	273	0			
特別行政部門	教育	53	48	5		・職員数は市長、副市長、教育長を除いています。
小 計	53	48	5			
公営企業会計等部	下水道	9	7	2		
	その他	20	18	2		
	小 計	29	25	4		
合 計		355	346	9		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

※ 職員数は市長、副市長、教育長を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	4人	7人	24人	22人	22人	36人	54人	37人	36人	49人	64人	0人	355人